

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年11月17日(月)

今週のことば

G ビズポータル

デジタル庁は事業者向け行政サービスの窓口となるポータルサイトを来春提供予定。行政手続・補助金の横断的な検索、目的に応じ必要な手続の案内などができる。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/17(月) 赤口 所得税の予定納税の減額申請期限

18(火) 先勝

19(水) 友引

20(木) 仏滅 旧暦10月1日

21(金) 大安

22(土) 赤口 小雪、G20首脳会議、サッカーワールドカップ決勝

23(日) 先勝 勤労感謝の日

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

11/10(月)	50,912	△636	154.04	▼0.66
11(火)	50,843	▼69	154.18	▼0.14
12(水)	51,063	△220	154.61	▼0.43
13(木)	51,282	△219	154.71	▼0.10
14(金)	50,377	▼905	154.67	△0.04

通勤手当の非課税限度額を遡って引上げ

マイカーなどの交通用具を使用して通勤する給与所得者に支払う通勤手当の非課税限度額を引上げる改正が今月20日に施行され、本年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に遡及適用されます。これに伴い、年末調整で対応が必要となる場合があります。

◆年末調整での精算が必要となるのは

給与所得者に支給する通勤手当は一定の限度額まで非課税となり、マイカーなどを使用して通勤している場合は片道の通勤距離に応じて1カ月当たりの非課税限度額が定められていますが、改正により片道10km以上の距離区分について非課税限度額が引上げられました(200円~7100円の引上げ)。

改正後の非課税限度額は本年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用され、施行前(本年11月19日)に改正前の非課税限度額を超える通勤手当を支払っている場合は、本年の年末調整の際に精算することになります(既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下であれば精算手続不要)。

◆本年4月以後に支払われる通勤手当に適用

改正後の非課税限度額が適用される通勤手当は、契約又は慣習等により定められている支給日(定められていないものは支給を受けた日)が本年4月1日以後のものをいいますので、例えば、給与規程に従って本年3月分の通勤手当を4月10日に支給していた場合、改正後の非課税限度額が適用されます。

なお、非課税限度額の引上げを踏まえ、本年4月1日に遡って通勤手当を追加支給した場合、既に支払われた通勤手当と追加支給される通勤手当の合計が改正後の非課税限度額内であれば、全額が非課税となるため年末調整での精算手続などは不要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201544

交際費等に該当しない飲食費の要件は

年末が近づき飲食等の機会が多くなる時期です。法人が従業員等を対象に行う社内忘年会等で通常要する費用は福利厚生費となります。一方、取引先等を接待する費用は原則、交際費等に該当し損金不算入となります(中小法人は年800万円まで損金算入できる特例などがあります)。

ただし、飲食等に要する費用で参加者1人当たり1万円以下(税込経理は消費税込み、税抜経理は消費税抜きで判定)の場合は、交際費等から除かれ損金算入できます(1万円を超えると全額が交際費等に該当)。この規定は、参加者数や参加者の氏名及び関係、飲食店等の名称及び所在地など必要事項を記載した書類の保存が適用要件です。

12月2日以降の健康保険証の取扱い

協会けんぽや健康保険組合の加入者についても従来の健康保険証は有効期限を迎えると、本年12月2日以降に医療機関を受診する際は原則として、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をした「マイナ保険証」を提示します。また、マイナンバーカードを取得していない方や、マイナ保険証の登録をしていない方は保険証の代わりとなる「資格確認書」を提示することになります。

なお、12月2日以降、従来の健康保険証の返却は不要となり、自身で廃棄することになります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

マイカー等で通勤している場合の通勤手当に係る非課税限度額の引上げ

◆概要

令和7年11月20日に所得税法施行令の一部を改正する政令（令和7年11月19日公布）が施行され、マイカーなどの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引上げられます（下表）。この改正は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当※について適用されます。

なお、施行前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

片道の通勤距離	1カ月当たりの非課税限度額	
	改正前	改正後
2km未満	全額課税	変更なし
2km以上10km未満	4,200円	変更なし
10km以上15km未満	7,100円	7,300円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円
25km以上35km未満	18,700円	19,700円
35km以上45km未満	24,400円	25,900円
45km以上55km未満	28,000円	32,300円
55km以上	31,600円	38,700円

※「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、①契約又は慣習等により支給日が定められているものはその支給日、その日が定められていないものはその支給を受けた日、又は②給与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧通勤手当の差額に相当する通勤手当（令和7年4月1日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除く）で、その支給日が定められているものはその支給日、その日が定められていないものはその改訂の効力が生じた日が、令和7年4月1日以後のものをいいます。

◆課税済みの通勤手当についての精算

施行前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、本年の年末調整の際に精算することになります。

※既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である場合は、この精算の手続は不要です。

◎年末調整の際における精算の具体的な手続

- 既に改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした通勤手当のうち、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を計算します
- 令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、(1)の計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。
- 源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計①」欄の金額から(2)の新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。
- 改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額が本年の給与総額から一括して差し引かれることになるため、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

◆給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

※年の中途に退職した人などに対し既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っており改正後の非課税限度額を適用することで新たに非課税となる金額があるときは「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

◆改正後の非課税限度額内で通勤手当の追加支給を行った場合

非課税限度額の範囲内で通勤手当を支給しており、今回の改正を踏まえ、令和7年4月1日に遡って改正前と改正後の非課税限度額との差額を通勤手当の追加支給として支払った場合、既に支払われた通勤手当と追加支給される通勤手当との合計額が改正後の非課税限度額内であれば、その全額が非課税となりますので、年末調整の際の精算など特段の手続は不要です。